

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2011. 9. 2 VOL. 8-2

本号の内容

- ★ 政策法務を学ぶためには・・・
- ★ 法律相談制度について
- ★ 理由の提示は丁寧に!!
～一級建築士免許取消処分等取消請求事件～

千葉県 総務部 政策法務課
政策法務室 中庁舎6F
電話 043-223-2157
FAX 043-201-2612
Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

政策法務を学ぶためには・・・

地方分権の時代にあっては、とりわけ、現場の課題を解決するために法を活用する「政策法務」が重要です。

多くの職員が政策法務に関心を持ち、政策法務を勉強していますが、業務多忙のため、毎年度行われているパワーアップ研修（超入門・解釈運用・立法）に参加できない職員もいます。

そこで今回は、政策法務を知ろう・学ぼうという職員向けに、研修以外の方法をいくつか紹介します。

政策法務ニュースレター

今ご覧いただいている政策法務ニュースレターでは、次のようなテーマを紹介しています。

- 千葉県の政策法務に関する組織や制度など
- 千葉県独自条例の検討状況や施行後の取組
- 自治体行政に大きな影響を及ぼす重要判例
- 学識経験者による講義の概要

平成16年度からの発行回数は、30回を超えます。興味のあるテーマからでもよいので、過去のニュースレターも是非ご覧ください。

自治体法務検定

この検定は、地域住民の行政ニーズに的確に応えうる自治体職員を育てることを企図されたものです。合・否の判定ではなく、成績に応じて、プラチナ⇒ゴールド⇒シルバーの認定がなされます。

来年の検定に向けて、自己研さんしてみたいかがでしょう。

「政策法務」検定の出題分野は、立法法務、解釈・運用法務、争訟法務、行政手続、公共政策等です。なお、憲法、行政法、地方自治法、民法、刑法等を学びたい方は、「基本法務」検定も併せてご検討ください。

自主勉強会

政策法務を中心とした自治体法務の理解を深めることを目的に、平成21年9月につくられた勉強会です。会員は、千葉県庁職員の希望者（現在、約70名）です。

月に1回、夕方から、県庁近くの研修室において、和やかな雰囲気勉強しています。テキストは、『自治体法務検定公式テキスト（政策法務編）』を使用しています。

年齢や職務内容などの制限は、まったくありませんので、興味のある方（千葉県庁職員）は、政策法務班にご連絡ください。

政策法務に関心のある職員の皆さんへ

まずは、政策法務班（043-223-2157）にご一報ください。

この記事に関するご質問にお答えすることはもちろん、皆さんが学びたい事項に見合った文献などもご紹介します。

ホームページのバックナンバーを見たい方はこちら

↓ ↓ ↓
<http://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/gyoukaku/newsletter/index.html>

法律相談制度について

■ 法律による行政 ■

皆さんは、日々の業務において法律を意識していますか？

実は、私たちが行う行政活動には、次のような原則があります。

法律による行政の原理

『行政活動は法律の定めるところにより、法律に従って行われなければならない原則』

私たちの日々の業務は、簡単に言うと「法律に縛られたもの」なのです。その意味で、常に法律を意識して業務に当たる必要があります。

ですが、次のような方々がいらっしゃるのではないのでしょうか。

- ・ 法律なんて読んででもよくわからない。
- ・ 法律より国の通知の方が具体的でわかりやすいので、国の通知に従っている。
- ・ 法律を意識しなくても、前例どおりやっていたら問題は生じない。

私たちの業務には、平成12年の地方分権改革以降、地域の実情に応じた政策形成や法律の自主解釈が一層求められています。

国の通知どおりにやっていたら済む時代はなくなっているのです。今後は、ますます法律を意識して日々の業務に当たる必要があると言えます。

■ 法律相談制度 ■

『法律による行政の原理』を旗印にしなくとも、皆さんは日々の業務で次のような疑問を抱いたことはありませんか。

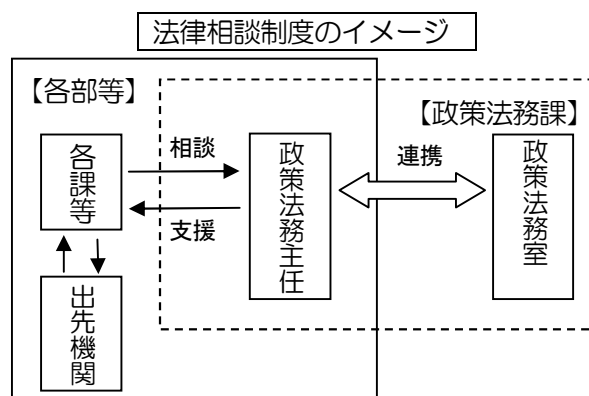
- ・ これから行おうとする業務が法律・政省令や条例に抵触しないのか。
- ・ 自分たちで考えた法律・政省令や条例の解釈・運用が間違っていないか。
- ・ 困難事案で法的解決ができないか。

このような疑問を解決するために、千葉県には法律相談制度があります。

■ 政策法務主任制度と法律相談 ■

「政策法務主任」とは、政策法務課の兼務・併任・協力職員として、各部の主管課等に配置されている職員のことです。

政策法務主任の業務は多岐にわたりますが、各課等と政策法務班との連絡調整を行うとともに、政策法務班と連携して、各課等からの相談に応じることが重要な業務の一つです。



法律相談制度の利用に当たっては、以下の各点にご留意ください。

- ① トラブルに関する相談は初動が重要です。事案にもよりますが、トラブルが発生してから1週間以上経過して政策法務課に情報が入っても、時機を逸するおそれがあります。
- ② 出先機関の方は、まず本課にご相談ください。
- ③ 各課等において解決しないとき
⇒当該法令等の所管課にご相談ください。
(例：債権管理⇒行政改革推進課
著作権⇒県民交流・文化課)
- ④ ②、③において解決しないとき
⇒政策法務主任にご相談ください。
政策法務主任に相談をする際には、
 - ・ 事実の経緯
 - ・ 問題点の抽出
 - ・ 相談したい事項等を整理してください。
- ⑤ ②～④において解決しないとき
⇒政策法務課への相談となります。
なお、政策法務班案件(例：行政手続条例)、法規審査班案件(例：使用料及び手数料条例)、訟務班案件(例：訴訟事案)はそれぞれ各班が直接相談を受けます。

■ 法律相談の具体例 ■

今年度、ある課から以下のような事例の法律相談がありました。

*** 相談の概要 ***

通称「事務処理特例条例」*により、県知事の許可権限が市に移譲されている事務につき、市はこれまで県条例及び県規則の規定により当該事務を執行してきたところ、運用実績を踏まえ、許可書の様式を変更（許可条件の追加）したいとの意向を持つに至りました。

以上のような経緯から、市の判断により独自の許可条件を加えることの是非について、県は市から意見を求められました。この対応に係る相談。

※事務処理特例条例とは

都道府県知事の権限に属する事務の一部を、市町村が処理すること、つまり市町村に移譲することを定める条例。

この事例では、事務処理特例条例の効果を踏まえた上で、さまざまな角度から問題点を整理、検討し、政策法務課としての意見を示しました。

*** 政策法務課の意見（概要） ***

市は、移譲された事務に関して条例、規則を定めることとなります。また、許可の判断基準（審査基準）についても定め、公表しなければなりません。

県の許可条件では市の考える目的が達せられないと判断するのであれば、市において許可の際に新たな条件を付すことができます。

県から市への参考意見としては、県も同様に許可事務を行っていることから、県の審査基準における考慮の範囲を示してはどうでしょうか。市がこれを参考に、許可の条件なり審査基準を定めることも一法だと思われます。

本件を検討する際に考慮した法律概念の主なものを掲げると、次のとおりです。

◆ 審査基準

◆ 附款（ふかん）

◆ 行政裁量

これらの用語について簡単に説明します。

◆◆ 審査基準 ◆◆

許認可事務において、許可や認可をする際の判断基準のことです。

なお、行政手続法及び行政手続条例上、審査基準は作成・公表が義務付けられています。

◆◆ 附款（ふかん） ◆◆

『法律行為の際に、表意者が特に付け加える制限のこと』を言います。例えば、許可（法律行為）に際して、許可権者（表意者）が「～に違反したときには許可を取り消す」「許可の期間は〇年間とする」等と示すことです。一般的には、許可書等においてある「条件」や「期限」を指すと考えていただいて構いません。

◆◆ 行政裁量 ◆◆

行政行為に際し、根拠法令を独自に解釈適用する自由のことです。

行政裁量には種々の類型（要件裁量や効果裁量など）が存在しますが、ここでは割愛します。

また、自由と言っても無制限の自由ではなく、一定の限界が存在します。

「こんな用語知らないよ!」という方でもご安心ください。実際の法律相談の際は、耳慣れない用語についても、その概念をわかりやすく説明しながら、事案解決への道筋をお示しています。



◆ 活用しよう! 法律相談制度 >>>>>

実は、日々の業務においても「迷ったら法律に戻る」ことが解決の近道であることも多いのです。また、国の通知も、結局は事案ごとに法律を解きほぐしたものです。

公共的な課題を解決するため、各所管課は様々な方策を講じることとなりますが、これを法務面から支援するのが政策法務組織の役割であると考えます。

法律相談制度をうまく活用して、日々の業務に役立ててください。

理由の提示は丁寧に!!

事件の概要

一級建築士免許取消処分等取消請求事件
最高裁第三小法廷 平成23年6月7日

国土交通大臣は、建築基準法令に適合しない設計等を行ったとされる一級建築士の免許を取り消しました。

その建築士は、公にされている処分基準の適用関係を示さずにされた本件取消処分が、理由の提示の要件を欠いた違法な処分であるとして、その処分の取消しを求める訴訟を提起しました。

****基礎知識 「処分基準（行政手続法12条）」「理由の提示（同法14条）」****
処分基準 ⇒ どのような場合に、どのような内容・程度の不利益処分をするかの基準をいう。
理由の提示 ⇒ 不利益処分をする場合は、原則としてその理由を示さなければならない。

判決のポイント(一部字句を変更)

行政手続法 14 条 1 項本文の趣旨

- ・ 行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制する。
- ・ 処分の理由を名宛人に知らせ不服の申立てに便宜を与える。

不利益処分理由の提示の程度

どの程度の理由を提示すべきかは、行政手続法 14 条 1 項本文の趣旨に照らし、以下の事由等を総合考慮して決定すべきである。

- 不利益処分の根拠法令の規定内容
- 処分基準の存否・内容やその公表の有無
- 不利益処分の性質・内容
- 不利益処分の原因となる事実関係の内容

〔本件事例の場合〕

- 建築士法の定める懲戒処分の要件はいずれも抽象的である上、該当する場合に「戒告」「1年以内の業務停止」「免許取消し」のいずれの処分にするかは、行政庁の裁量に委ねられている。
 - 懲戒処分基準は、意見公募手続を経るなど適正を担保すべき手厚い手続を経た上で定められ、公にされている。その内容は、多様な事例に対応すべくかなり複雑なものとなっている。
- ↓
- 本件取消処分は、その処分の理由として、処分の原因となる事実と処分の根拠法条を示すのみで、懲戒処分基準の適用関係が全く示されていない。よって、複雑な処分基準の下では、名宛人において、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって本件取消処分が選択されたのかを知ることはできない。
 - したがって、行政手続法 14 条 1 項本文の要求する理由提示としては十分でない。

本件取消処分は、行政手続法 14 条 1 項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であって、取消しを免れない。

自治体実務に与える影響は？

本件は、**処分基準の内容・適用関係を処分通知書の理由欄**に示さなければならないとした判決です。自治体には、許可の取消しや命令など様々な不利益処分の権限があります。すべて同じ対応をすべきということではありませんが、この判決のポイントを踏まえた対応が求められます。

一方、申請に対する拒否処分(不許可など)についても、理由を提示することが義務付けられています。**審査基準の内容・適用関係を処分通知書の理由欄**に示さなかった場合、裁判所で違法と判断される可能性があるので注意しましょう。

判決原文は裁判所のホームページで見ることができます。<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110607135658.pdf>